ＢＩＳ統計を中心にみた国際金融市場の動向

（目　次）

はじめに
Ⅰ．国際金融市場のマクロ的動向
1．国際金融市場の拡大とその構造
(1) 非銀行部門との取引
(2) インターバンク取引
2．国際金融市場拡大の背景
(1) 金融の証券化に伴う国際資本市場の急拡大（1983～86年）
(2) 対外不均衡下での国際資本移動の増大（1980年代中盤）
(3) 日本の国際金融取引自由化と日系企業のエクイティ債急増（1985～89年）
(4) 金融情勢の変化や湾岸危機発生に伴う株価急落等の影響（1990年以降）
Ⅱ．国際銀行市場の動向
1．国際銀行市場における邦銀のプレゼンス増大の背景
(1) 邦銀の国際金融取引の拡大とその背景
(2) 統計面からみた邦銀のプレゼンスと資金仲介機能
2．最近における邦銀の行動変化
Ⅲ．国際資本市場の動向
1．日本企業のプレゼンス増大
2．90年以降の変化点
(1) 日系企業のエクイティ関連債への影響
(2) ＢＩＳ自己資本比率規制等の影響
結びに代えて
補論：ＢＩＳ統計の見方

はじめに

経済活動の国際化が進展する中で、ユーロ取引を中心とする国際金融市場は飛躍的な拡大と発展を遂げてきた。また、今後についてはＢＩＳ自己資本比率規制の及ぼしうる影響を含め、その帰趨が一段と注目を集めている。

（図表1）BIS統計における国際金融取引の範囲

	外貨での取引	自国通貨での取引
国境を越える取引（クロス・ボーダー取引）		
国境を越えない取引		

（注）［網掛け］部分が国際取引。したがって本統計では、邦銀米国支店による現地でのドル建て貸出など海外における現地通貨での取引は、対象から除かれる。

ところで一口に国際金融取引といっても、その全貌を正確につかむことは必ずしも容易ではないが、主要国を網羅しての唯一の包括的な統計ともいえるのがＢＩＳ統計である。すなわち、同統計では国際金融取引を①国境を越える（クロス・ボーダー）金融取引、ないしは②外貨での金融取引と定義（図表１）したうえで、その国籍別や相手先別内訳等が把握できる内容となっている。

本稿では主にこの統計を利用して、国際金融市場を形成している国際銀行市場（銀行の国際部門取引）と国際資本市場（証券市場）について、やや中・長期的にみた動向を顧りみるとともに、データの利用可能な範囲内で

（図表2）　国際金融市場の構成（資産残高ベース）

（単位　億ドル）

	1983年末	84年末	85年末	86年末	87年末	88年末	89年末	90/9月末
国際金融市場　ⓐ+ⓓ	28,783	30,199	36,955	48,252	62,430	67,101	76,227	84,796
国際銀行市場　ⓐ	(100.0) 25,583	(100.0) 26,299	(100.0) 31,371	(100.0) 40,312	(100.0) 51,874	(100.0) 55,407	(100.0) 62,944	(100.0) 69,557
インターバンク取引	(51.5) 13,183	(51.1) 13,449	(54.7) 17,171	(57.0) 22,962	(57.9) 30,024	(57.4) 31,807	(56.9) 35,844	(55.4) 38,557
非銀行向け与信ⓑ	(48.5) 12,400 < 82.7>	(48.9) 12,850 < 81.1>	(45.3) 14,200 < 76.8>	(43.0) 17,350 < 74.1>	(42.1) 21,850 < 73.9>	(42.6) 23,600 < 74.2>	(43.1) 27,100 < 75.3>	(44.6) 31,000 < 74.8>
国際銀行・資本市場の二重計上分　ⓒ	600 < 4.0>	900 < 5.7>	1,300 < 7.0>	1,900 < 8.1>	2,840 < 9.6>	3,475 < 10.9>	4,415 < 12.3>	4,789 < 11.6>
国際資本市場　ⓓ	3,200 < 21.3>	3,900 < 24.6>	5,584 < 30.2>	7,940 < 34.0>	10,556 < 35.7>	11,694 < 36.8>	13,283 < 36.9>	15,239 < 36.8>
ユーロノート					526 < 1.8>	723 < 2.3>	792 < 2.2>	1,103 < 2.7>
ユーロ債	3,200 < 21.3>	3,900 < 24.6>	5,584 < 30.2>	7,940 < 34.0>	10,030 < 33.9>	10,971 < 34.5>	12,491 < 34.7>	14,136 < 34.1>
国際銀行・資本市場の非銀行向け与信合計　ⓑ+ⓓ-ⓒ	15,000 <100.0>	15,850 <100.0>	18,484 <100.0>	23,390 <100.0>	29,566 <100.0>	31,819 <100.0>	35,968 <100.0>	41,450 <100.0>

（注）1.（　）は国際銀行市場におけるインターバンク取引、非銀行向け与信のウエイト。
＜　＞は国際銀行・資本市場の非銀行向け与信に占める国際銀行、資本市場等のウエイト。
2. 以下の資料は、図表4を除きBISの統計に基づき作成。

最近の動向にも触れることとしたい。まず第Ｉ部で、マクロ的にみた国際銀行・資本両市場の規模や、その拡大の背景について概観したあと、第Ⅱ部では、国際銀行市場の変遷と資金フローの実態を邦銀の活動を中心にとらえ、次いで第Ⅲ部では、国際資本市場における特徴的な動きについて述べることとする。なお本稿の計数面でのベースとなっているＢＩＳ統計に関しては、その概要を補論として若干説明することとしたい。

Ｉ．国際金融市場のマクロ的動向

１．国際金融市場の拡大とその構造

まず、国際金融市場の規模をマクロ的に把握しておくために、国際金融市場の総債権残高をみてみよう。ＢＩＳ統計上、直近のデータが判明している90年９月末の時点では、国際銀行市場が７兆ドル、国際資本市場が 1.5兆ドルとなっており、両市場合計では 8.5兆ドルの規模に達している（図表２）。ちなみに、ストックとフローという概念の差はあるが、これは米国と日本の名目ＧＮＰ（各々89年中5.2兆ドル、2.8兆ドル）の合計とほぼ同じであり、いかに大きな市場規模に達しているかが理解されよう。また、これはＢＩＳ統計が拡充され現在のカバレッジとなった83年末の同残高2.9兆ドルの2.9倍に相当し、この間の年平均増加率は17.4％と同期間中の世界経済の成長率（ＯＥＣＤ加盟国の名目ＧＮＰ、

年率 7.7%）を大きく上回る拡大テンポを示している。

次にこの国際金融市場における総債権残高について、非銀行向け与信（銀行・資本両市場が仲介）と、インターバンク取引（銀行間市場）とに分けて、その規模を概観してみよう（注1）。

（1）非銀行部門との取引

企業、政府等の非銀行部門（ＢＩＳ統計ではnon-bankと呼ばれる）に対する与信額は90年9月末には41,450億ドルにのぼり、83年末（15,000億ドル）の2.8倍（年率16.3%）に拡大した。このうち国際銀行市場を通じる与信額残高が31,000億ドル（シェア74.8%）、国際資本市場の債権残高が15,239億ドル（同36.8%）、両市場を重複して経由して非銀行に信用供与されたもの（注2）が4,789億ドル（統計上における二重計上分、同11.6%）という構成になっている（前出図表2参照）。

国際金融市場が全体として急拡大を示す中で、銀行市場と資本市場が各々仲介する非銀行向け与信の割合にもある程度変化がみられた。すなわち、83年末には、非銀行向け与信残高15,000億ドルのうち82.7%（12,400億ドル）が国際銀行市場を経由していたが、87年末にかけ75%弱まで低下し、その後は概ね横ばいでの推移となっている。一方、国際資本市場の占める比率は83年末の21.3%(3,200億ドル)から年々拡大して 88年以降は35%強の水準で推移しており、この間両市場を経由する与信残高も銀行市場と証券市場の相互依存関係の増大を反映して83年末の4.0%（600億ドル）から近年では11～12%に上昇している。

（2）インターバンク取引

国際銀行市場のインターバンク債権残高は、90年9月末に38,557億ドルと83年末（13,183億ドル）比で2.9倍（年率17.2%）と同市場を通ずる非銀行向け与信（2.5倍）を上回るテンポでの拡大を示した。これに伴い、国際銀行市場に占めるインターバンク債権のウエイトは83年末の51.5%から87年末には57.9%に上昇し､その後横ばい圏内の動きとなった。なお、90年入り後は後述するようにインターバンク取引を中心とする銀行の資産増加抑制の動きがみられたことから、90年9月末には55.4%まで低下した。

2．国際金融市場拡大の背景

以上みたように、80年代以降の国際金融市場における特徴的動向としては、全体の規模が大きく拡大する中で、① 非銀行向け与信の分野では資本市場を仲介とする形態での取引が相対的に高く伸長、② 銀行・資本両市場を重複して経由する取引のウエイトが増大、③ 銀行市場に関してはインターバンク取引がウエイト増大をみたあと90年入り後は反落、等の諸点が指摘できる。銀行・資本それぞれの市場に固有の動きについては、Ⅱ部、Ⅲ部で改めて触れることとするが、両市場

（注1）ここでのインターバンク取引の定義とは、国際銀行市場のインターバンク債権から、インターバンク取引で調達したあと国内の非銀行向け与信（自国通貨建の居住者取引）となるもの（ＢＩＳ推計）を除外したベースのもの。

（注2）両市場を重複して経由した対非銀行与信とは、銀行の債券発行（負債）や有価証券保有（資産）により資本市場をも経由するかたちで非銀行向けに供与された与信。

（図表3）　　国際資本市場での資金調達（残高ベース）

（単位　億ドル）

	1982年末 ⓐ	86年末 ⓑ	ⓑ/ⓐ	87年末	88年末	89年末	90/9月末 ⓒ	ⓒ/ⓐ
ユーロ債	2,591	7,940	3.1倍	10,030	10,971	12,491	14,136	5.5倍
普通固定利付債	2,112	5,703	2.7倍	7,235	7,886	8,618	9,710	4.6倍
変動利付債	299	1,509	5.0倍	1,578	1,594	1,640	1,925	6.4倍
エクイティ関連債	180	729	4.1倍	1,217	1,491	2,233	2,502	13.9倍
ユーロノート		（注1）		526	723	792	1,103	
ユーロCP				333	506	584	765	
その他				193	217	208	338	
銀行の非銀行向け与信	（注2）11,750	17,350	1.4倍	21,850	23,600	27,100	31,000	2.5倍

（注1）ユーロノートの84年末および86年末の残高は50億ドル、290億ドル。
（注2）83年末の残高をもとに推計。

の動向は相互に密接に関連していることもあり、国際金融市場がこれらのような変遷を遂げてきた要因について、ここで概括的に鳥瞰しておくこととしたい。

（１）金融の証券化に伴う国際資本市場の急拡大（1983～86年）

いわゆる金融の証券化は80年代前半に本格化したが、この背景としては、① 累積債務国問題が82年に表面化して以降、それまで大きなウエイトを占めていた発展途上国向け銀行貸出が低迷かつ固定化した一方、② 主要国の財政赤字拡大等から公的部門の資金需要が旺盛となったこと、③ 80年代前半に世界経済は景気拡大局面に入り、企業等の資金需要が増大したこと、等の事情が挙げられる。こうした状況の中で、証券形態による資金調達は、信用度の高い先進国政府や一流企業を中心に活発化した。一方、資金運用のサイドでも「質への逃避」、すなわち、発展途上国向けシンジケート・ローンからユーロ債市場へのシフトが生じる結果となった。このほか、スワップやオプションを始めとする金融技術のハイテク化の進展に伴いさまざまな複合商品が登場したことも、金融商品の証券化を促進した要因といえよう。

ユーロ債発行残高は82年末から86年末の間に 3.1倍（年率32％）に拡大し、その増加額5,350億ドルは、この間の銀行の非銀行向け与信（シンジケート・ローンの低迷から5,600億ドル）とほぼ比肩するに至った（図表３）。また、80年代前半には銀行の短期貸出の証券化といえるユーロノート（注３）が本格的に利用されるようになり、その残高は84年末（同統計開始）の50億ドルから86年末には290億ド

（注３）ユーロノートとしては、例えば、70年前後にユーロＣＰが、また80年頃にＮＩＦ（Note Issuance Facility）が導入されている。

(図表4)

日本の国際収支の推移

(単位 億ドル)

	1983年中	84	85	86	87	88	89	90
経常収支	208	350	492	858	870	796	572	358
長期資本収支	△177	△497	△645	△1,315	△1,365	△1,309	△892	△435
その他の資本収支	△ 52	109	114	432	534	485	541	286
うち為銀	△ 35	175	109	585	718	445	86	△136
誤差脱漏	21	38	39	25	△ 39	28	△221	△209

(注) 上記の「その他の資本収支」は、通常の国際収支表の「短期資本収支」と「金融勘定」(符号を逆にしたもの)の合計。
国際収支表項目の定義から、上記の「経常収支」、「長期資本収支」、「その他の資本収支」、「誤差脱漏」の合計は必ずゼロになる。

(資料) 日本銀行「国際収支統計」

ルに拡大した。

なお、この時期は金利変動が激しかったことから、ユーロ債に占める変動利付債のウエイトが82年末の1割から86年末には2割程度まで拡大した。また、84年以降、英銀を中心に永久変動利付債(劣後特約付)を発行する動きが目立ったが、これは同債が自己資本類似の債務とみなされたことから、自己資本比率対策として発行されたものである。

(2)対外不均衡下での国際資本移動の増大(1980年代中盤)

主要先進国間の対外不均衡の拡大と資本取引の自由化は、国際的な資本移動を活発化させ、国際銀行・資本市場の両者間での相互作用を、さらに密接なものとした。

80年代中頃から、日本の機関投資家等は経常黒字が拡大する中で、年々対外証券投資を増加させていったが、その主たる対象は巨額の経常赤字を抱える米国であった。こうした日本の対外証券投資は国内の貯蓄超過額を上回って拡大したため、この差によって生じた資金の不足を、邦銀が国際銀行市場から短期調達することによりファイナンスするというパターンが形成された。この結果、日本の国際収支構造は長期運用(長期資本収支の流出超)・短期調達(為銀金融勘定の流入超)を示すようになった(図表4)。この間ドイツでは、貿易黒字に加えて海外からの長期資本流入が活発化したことに対応して、国内非銀行部門から国際銀行市場へ大量の預金が放出された。

(3)日本の国際金融取引自由化と日系企業のエクイティ債急増(1985~89年)

85年9月のプラザ合意以降のドル安を契機に、国際銀行市場は非銀行に対する与信機能に加え、銀行間の資金過不足の調整や資金ディーリングの場としての機能を高めていった。すなわち、金融緩和の進展に伴って金利が全般的な低下をみる中で、裁定やヘッジを中心とするインターバンク資金取引は急拡大した。また、邦銀はドル安に伴うドル建て資産の割安感もあって、海外の金融機関の買収による拠点展開を積極化させるとともに、85年のユーロ円インパクト・ローンの解禁、86年末の東京オフショア市場の開設等を受けて、本邦店と海外店の間

の取引を中心にインターバンク取引を飛躍的に拡大させていった。

この間、国際資本市場では、① 87年10月のブラックマンデー以降、米ドル債を中心に起債市場が低迷したほか、② 86年に急増した永久変動利付債市場が、銀行相互間での保有はダブルギヤリングにあたるとの認識が強まり、事実上崩壊したこと、等から増勢が大幅に鈍化した。一方、国際銀行市場ではＬＢＯ関連の需資を中心にシンジケート・ローンの回復をみたことから、銀行市場から資本市場へのシフトの動きは一服状況を呈する局面もみられた。しかし、88年以降、ユーロ債市場は立直りを示し、株価好伸を背景とした日本のエクイティ関連債の大量発行を主因に89年後半にかけて再び起債ブームの様相を示した。また、邦銀が自己資本充実のために、エクイティ関連債の発行（注４）を始めたため、銀行・資本市場の両者を経由する与信のウエイトがかなり高まることとなった。

（４）金融情勢の変化や湾岸危機発生に伴う株価急落等の影響（1990年以降）

90年入り後、インフレ懸念の高まりを背景に欧州・日本などでは金融引締め政策が強化されたほか、東西両ドイツの政治・経済統合が進展し、また、この間８月には湾岸危機が勃発するなど世界経済を取巻く環境には大きな変化が相次いだ。こうした中で国際金融市場にもいくつかの注目すべき変化が生じた。

すなわち国際銀行市場では、ＥＣ金融統合に向けたフランス、イタリア等の為替管理自由化措置を反映して欧州大陸筋の銀行の与信活動が活発化する動きがみられた反面、邦銀では株価急落に伴う含み益の減少に対応してインターバンク取引を中心に資産の伸びを鈍化させる（後述）など対照的ともいえる動きが生じた。また、国際資本市場でも、日系企業のエクイティ関連債の発行が一時中断された一方で、邦銀の海外劣後債発行が急増するなどの特徴的な動きがみられた。

Ⅱ．国際銀行市場の動向

前節でみたように国際銀行市場は、近年における伸び率こそ国際資本市場のそれを幾分下回っているものの、そのウエイトの面では国際金融市場全体の約８割をなお占める中心的市場であることには変わりはない。この国際銀行市場の動向をみるうえで、邦銀の活動を抜きにしては語れないほど、今日、邦銀は重要な地位を占めるに至っている。すなわち邦銀は、国際銀行市場で全体の３割を越えるシェアを有しており、こうした中で、とくに昨年以降は株価急落に対応した邦銀の動向に内・外の関心が集まっている状況にある。

そこで、以下ではまず国際銀行市場における邦銀のプレゼンス増大の過程を他の主要国の銀行と比較しつつ概観したあと、邦銀を中心に主要国の銀行が国際金融市場で果たしている対非銀行およびインターバンクの信用仲介の機能をマクロ的に検証し、次いで、最近の邦銀の資金運用・調達行動の変化についても言及することにする。

（注４）ＢＩＳ自己資本比率規制の導入後、邦銀は自己資本充実のためにエクイティ関連債（具体的には転換社債）を相次いで発行したが、そのうちユーロ市場で発行したものも多い。邦銀のユーロ債発行残高は、87年末の261億ドルから89年末には430億ドルに拡大し、この間の日系企業のユーロ債増加額の15%を占めた。

1．国際銀行市場における邦銀のプレゼンス増大の背景

（1）邦銀の国際金融取引の拡大とその背景

邦銀は、70年代に国際銀行市場に本格的に登場して以来、途上国向けシンジケート・ローンを中心に急速な拡大を遂げ、80年頃にはその国際部門資産は、米銀に続く世界第2位の規模を有するまでになった。

その後は、累積債務国問題の影響で一時的に資産増加のテンポは鈍化したものの、85年以降、再び目ざましい勢いで国際金融業務を拡大し、同年末には米銀を抜いて国際金融市場で最大の規模を誇るようになった。この間、84年以降における円を用いた国際取引の一連の自由化措置や、86年末の東京オフショア市場（ＪＯＭ）創設等（注5）は邦銀の国際業務進出にさらに拍車をかける要因となった。また、86年以降、米国企業のリストラクチュアリングの進展やＥＣ統合をにらんだ企業買収ブームから巨額の資金調達ニーズが生まれ、ＬＢＯファイナンスを中心にシンジケート・ローンが復活すると、邦銀は非居住者向け現地貸出を一段と積極化させていった。なお、マクロ的にみると、本邦機関投資家等の対外証券投資に対応して、邦銀による海外からの短期資金取入れも増加していったが、この過程で、邦銀は国際金融市場における資金仲介者として米国の経常収支赤字ファイナンスに少なからぬ役割を果たしたともいえよう。

またこの頃から、ＪＯＭを通じた香港、シンガポールとの取引が急速に拡大し、ここにユーロ円や外貨ディーリング業務の拠点を築き上げるようになった。ロンドンや米国のオフショア市場（ＩＢＦ）との取引もかなり大幅な拡大をみせたが、邦銀にとっては時差が小さいこともあり取引のしやすい、香港やシンガポールとの取引も次第に重要な地位を占めるようになっていった。

これらの結果、国際金融市場における邦銀のプレゼンス拡大は1985年頃以降加速した。なお、この点に関しては、85年以降の急速な

（注5）80年代の邦銀の発展には、日本の国際金融取引に関する規制緩和が極めて重要な役割を果たした。主要な規制緩和措置ごとに、その影響を整理すると次のとおり。

① 外為法の改正（1980年）

1980年の外為法改正により、インパクト・ローンや外貨預金が完全に自由化されたほか、このころから邦銀による非居住者への貸出規制や、機関投資家による対外証券投資規制が緩和されていった。

② ユーロ円取引等の自由化（1983年以降）

一方、米国から円の国際金融取引に関する使用の自由化を迫る声があがり、83年末には日米円ドル委員会が設置され、日本の金融自由化、円の自由化が検討された。こうした動きを背景に、84年4月には、為替先物取引の実需原則が撤廃されたほか、本邦居住者によるユーロ円債の起債が解禁された。これを皮切りに、同6月には、為銀に対し直物に関する外貨持高（円転）規制が撤廃されると同時に、本邦居住者による海外からの円借入（いわゆるユーロ円インパクト・ローン）も解禁された。85年以降の国際収支をみると短期資本収支の流入超幅が急激に増大しているが、このかなりの部分は邦銀の海外店から実行されたユーロ円インパクト・ローンであるとみられる。

③ 東京オフショア市場開設（1986年）

86年末には、邦銀が本邦で非居住者との間で行う資金調達・運用取引について、国内市場とはある程度遮断したうえで、金利規制、預金保険、準備預金の対象外とし、金利について源泉所得税を非課税とする、東京オフショア市場（以下ＪＯＭ）が創設された。ＪＯＭは預金取引を中心に残高を急速に拡大し、88年には米国のＩＢＦ（81年設立）とほぼ肩を並べる規模となった。

（図表5）　主要国銀行の債権残高の推移

（単位　億ドル、％）

	1983年末	89／3月末		90／9月末		
	ⓐ	ⓑ	ⓑ／ⓐ	ⓒ	ⓒ／ⓐ	本支店勘定を除くベース
邦　銀	4,569 （ 21.1 ）	（注1）18,789 Ⓟ（ 39.4 ）	4.1倍	20,715 （ 36.0 ）	4.5倍	13,102 （ 31.5 ）
米　銀	6,055 （ 28.0 ）	6,829 （ 14.3 ）	1.1倍	6,879 （ 12.0 ）	1.1倍	3,532 （ 8.5 ）
独　銀	1,445 （ 6.6 ）	3,547 （ 7.4 ）	2.5倍	5,512 （ 9.6 ）	（注2） 3.8倍	4,525 （ 10.9 ）
仏　銀	1,914 （ 8.8 ）	3,924 （ 8.2 ）	2.1倍	5,248 （ 9.1 ）	2.7倍	4,259 （ 10.2 ）
英　銀	1,788 （ 8.3 ）	2,517 （ 5.3 ）	1.4倍	2,672 （ 4.6 ）	1.5倍	2,253 （ 5.4 ）
伊　銀	809 （ 3.7 ）	2,035 （ 4.3 ）	2.5倍	3,027 （ 5.3 ）	3.7倍	2,832 （ 6.8 ）
スイス銀	799 （ 3.7 ）	1,693 （ 3.6 ）	2.1倍	2,175 （ 3.8 ）	2.7倍	1,785 （ 4.3 ）
加　銀	1,129 （ 5.2 ）	1,069 （ 2.2 ）	0.9倍	1,123 （ 2.0 ）	1.0倍	558 （ 1.3 ）
国際銀行市場計	21,659 （ 100.0 ）	47,645 （ 100.0 ）	2.2倍	57,487 （ 100.0 ）	2.7倍	41,640 （ 100.0 ）

（注1）Ⓟは邦銀シェアの既往ピーク
（注2）ドイツ統合に伴い、90／9月末から旧東独系銀行が報告を開始したため、独銀の資産はこの分増加している（BIS推計で約200億ドル）。

円高が、邦銀の活動を支える円建の資本のドルベースでの価値を大幅に拡大したことも無視できない側面である。ちなみに、全国銀行銀行勘定でみると、邦銀の資本金、法定準備金、剰余金の合計は、84年末の 9.3兆円から87年末には13.8兆円へと年率14.2％の上昇であるが、ドルベースでは、同期間に円が251円／ドルから122円／ドルへと上昇したことにより年率45.2％もの拡大を示した計算となる。また円高は、累積債務国問題に絡む邦銀のドル建の不良債権の円換算額を大幅に減少させ、その処理を容易にする効果をもたらすこととともなった。

（２）統計面からみた邦銀のプレゼンスと資金仲介機能

イ．統計面からみた邦銀の国際的なプレゼンス

ここで邦銀の国際的なプレゼンスの状況をＢＩＳ統計によって裏付けてみよう。ＢＩＳの「国籍別国際銀行統計」によって、他の主要国の銀行と比較してみると、邦銀（海外店を含むベース）の国際部門資産は、シェアが最大となった89年３月末（18,789億ドル）時点では83年末（4,569億ドル）対比4.1倍（年率31％）、とＧ７諸国の銀行の中で群を抜いた増加ぶりを示し、国際銀行市場に占めるシェアも21％から39％へとほぼ倍増した（図表５）。この

89年３月末の邦銀の国際部門資産は、第２位の米銀（6,829億ドル、シェア14%）の2.8倍、第３位の独銀（3,547億ドル、シェア８%）の5.3倍と圧倒的な規模に拡大した。また増加額に占める寄与という点でも際立っており、この間に増加した邦銀の国際部門資産は、国際銀行市場全体の増加額の実に55%（1.4兆ドル）を占めるに至った。

この間における他の主要国の銀行の動きをみると、独・仏・伊ではＥＣ統合を控えた域内の投資活発化もあり、その国際部門資産が２～３倍とまずまずの増加を示した。一方、米・英・加銀は、① 累積債務国問題による収益の悪化、② 自己資本比率規制の強化（注６）、等の要因のために業容拡大指向がかなり後退し、この間の国際部門資産の増加率（年率）はそれぞれ２%、７%、△１%と緩やかなテンポの拡大ないしは若干の縮小と、邦銀とは際立った対照をなしている。とくに米銀は83年以降85年頃まで資産圧縮を行っており、その後増加に転じたものの国際部門のシェアはこの間83年末の28%から89年３月末の14%へ後退しており注目される（注７）。

以上では、邦銀のシェアがピークとなった89年３月末時点を軸に説明してきたが、90年入り後の動向をみると、後述のように邦銀が資産の増加をやや抑制するスタンスに転じた一方で、ＥＣ統合等を控えた欧州系の銀行の活動が活発化したことから、邦銀のシェアは90年９月末には89年３月末のピーク比３%ポイント低下し36%となっている。

なお、各国銀行の国際銀行市場における規模を比較する際には、本支店勘定が自行内の資金過不足の調整等に利用されていることを勘案すると、これをネットアウトして考えるほうが一層実態に即するという面もある。このベースでの90年９月末における主要国銀行のシェアをみると本支店勘定の大きい邦銀（36%→32%）、米銀（12%→９%）が低下する一方、欧州系の銀行は総じて上昇するが、それでも邦銀が３割を超えるシェアとなっている点には基本的に変わりはない。

ロ．国際銀行市場における非銀行向け与信の状況

非銀行向け与信（90年９月末）における銀行の国籍別内訳をみると（図表６）、国際部門資産のシェアとほぼ軌を一にして、邦銀が最大の貸し手（残高5,216億ドル）となっており、次いで米銀（1,812億ドル）、仏銀（1,580億ドル）、独銀（1,312億ドル）が続いている。なお、邦銀の非銀行向け貸出の

（注６）米国の自己資本比率規制については、80年代初より検討が重ねられてきたが、83年に国際融資監督法が制定されＦＲＢ等の連邦銀行監督当局に最低自己資本比率の設定権限が与えられるとともに、自己資本不足の銀行に対する指揮命令権が付与された。これを受けて84年７月に自己資本比率指導の強化案が公表され、85年より実施に移された。一方、英国は75年にリスク・アセット比率（自己資本／加重総資産）を導入し、銀行ごとに同比率を設定した。その後、85年にはオフバランス取引も規制対象とした。こうした流れも受けて、ＢＩＳでは88年７月、中央銀行総裁会議において「自己資本比率に係る国際的統一化フレームワーク」が了承され、統一的な自己資本比率規制が主要国で導入されることとなった。

（注７）米・英・加銀等では、資産圧縮を実施した一方で、オフバランス取引を積極化させている。ＢＩＳ統計ではオンバランス取引しか報告されておらず、こうした活動が過小評価されている面がないわけではない。なお、主要米銀では、その年次報告等によればオフバランス取引（想定元本ベース）のウエイトがオンバランス取引の５～６倍に達している模様である。

(図表6) 主要国銀行の非銀行向け債権残高

(単位 億ドル、%)

	1983年末 ⓐ	シェア	90/9月末 ⓑ	シェア	ⓑ/ⓐ
邦銀	1,347	19.3	5,216	30.8	3.9倍
米銀	1,724	24.7	1,812	10.7	1.1倍
独銀	621	8.9	1,312	7.7	2.1倍
仏銀	568	8.2	1,580	9.3	2.8倍
英銀	688	9.9	855	5.0	1.2倍
伊銀	207	3.0	1,156	6.8	5.6倍
スイス銀	211	3.0	666	3.9	3.2倍
国際銀行市場計	6,969	100.0	16,956	100.0	2.4倍

(図表7) 国際銀行市場の主要国非銀行向け債権残高

(単位 億ドル、%)

	1983年末 ⓐ	シェア	90/9月末 ⓑ	シェア	ⓑ/ⓐ
日本	459	27.8	2,285	35.2	5.0倍
米国	—	—	—	—	—
英国	304	18.4	1,256	19.4	4.1倍
イタリア	132	8.0	526	8.1	4.0倍
カナダ	219	13.3	270	4.2	1.2倍
フランス	104	6.3	214	3.3	2.1倍
ドイツ	19	1.2	45	0.7	2.4倍
スウェーデン	80	4.9	651	10.0	8.1倍
各国国内向け外貨建て債権計	1,649	100.0	6,489	100.0	3.9倍
日本	97	3.4	1,181	13.1	12.2倍
米国	511	17.7	2,346	26.0	4.6倍
英国	150	5.2	480	5.3	3.2倍
イタリア	226	7.8	719	8.0	3.2倍
カナダ	103	3.6	262	2.9	2.5倍
フランス	159	5.5	265	2.9	1.7倍
ドイツ	395	13.7	823	9.1	2.1倍
クロス・ボーダー債権計	2,892	100.0	9,014	100.0	3.1倍

中には、次節でも触れるように本邦居住者向け外貨貸(インパクト・ローン)、クロス・ボーダーの本邦居住者向け円貨貸(ユーロ円インパクト・ローン)の両者を通じ、本邦非銀行向け貸付が多額にのぼっている点には留意を要する。

一方、借り手を国別にみると(図表7)、各国国内向け外貨建て債権の場合、日本(2,285億ドル)が最も大きく、次いで英国(1,256億ドル)、スウェーデン(651億ドル)、イタリア(526億ドル)となっており、クロス・ボーダー貸出では、米国(2,346億ドル)、日本(1,181億ドル)、ドイツ(823億ドル)の順となっている。

ハ. 邦銀の国際的な資金仲介機能

上記でみたような貸し手・借り手別の内訳を踏まえたうえで、邦銀および主要国の銀行が国際銀行市場でどのような資金仲介機能を果たしているのか、その実態を検証することにしよう。実質的な資金フロー(90年9月末の資金フロー断面図)をとらえるために、国際部門資産をインターバンク取引と対非銀行取引に分けるとともに、債権と債務をネットアウトした後の計数を用い、純粋な資金移転の規模の推計を試みることとする。

まず、邦銀は国際インターバンク市場では2,179億ドルと最大のネット借り手となっており、続く伊銀(498億ドル)、仏銀(201億ドル)に大きく水をあけている(図表8)。一方、インターバンク市場でのネットの貸し手となっている先をみると、ドイツが1,728億ドルとほぼ邦銀のネット調達額に見合う規模となっているほか、英銀(397億ドル)、米銀(319億ドル)もネット資金放出をしている(なお、同図表か

(図表8)　　主要国銀行の対銀行・非銀行別の債権債務残高

（単位　億ドル、％）

		インターバンク					非銀行				
		1983年末		90/9月末			83年末		90/9月末		
		ⓐ	シェア	ⓑ	シェア	ⓑ/ⓐ	ⓒ	シェア	ⓓ	シェア	ⓓ/ⓒ
債権（A）	邦銀	1,981	21.0	7,762	32.0	3.9倍	1,347	19.3	5,216	30.8	3.9倍
	米銀	2,051	21.7	1,707	7.0	0.8倍	1,724	24.7	1,812	10.7	1.1倍
	独銀	707	7.5	3,140	12.9	4.4倍	621	8.9	1,312	7.7	2.1倍
	仏銀	1,049	11.1	2,654	10.9	2.5倍	568	8.1	1,580	9.3	2.8倍
	英銀	860	9.1	1,339	5.5	1.6倍	688	9.9	855	5.0	1.2倍
	伊銀	575	6.1	1,657	6.8	2.9倍	207	3.0	1,156	6.8	5.6倍
	スイス銀	428	4.5	1,090	4.5	2.5倍	211	3.0	666	3.9	3.2倍
	国際銀行市場計	9,445	100.0	24,267	100.0	2.6倍	6,969	100.0	16,956	100.0	2.4倍
債務（B）	邦銀	2,196	22.3	9,941	39.5	4.5倍	312	6.9	1,370	12.1	4.4倍
	米銀	1,318	13.4	1,388	5.5	1.1倍	1,292	28.7	2,117	18.8	1.6倍
	独銀	824	8.4	1,412	5.6	1.7倍	240	5.3	1,556	13.8	6.5倍
	仏銀	1,226	12.5	2,855	11.4	2.3倍	200	4.4	1,021	9.0	5.1倍
	英銀	863	8.8	942	3.7	1.1倍	471	10.5	1,114	9.9	2.4倍
	伊銀	658	6.7	2,155	8.6	3.3倍	52	1.2	325	2.9	6.2倍
	スイス銀	112	1.1	718	2.9	6.4倍	147	3.3	507	4.5	3.5倍
	国際銀行市場計	9,832	100.0	25,150	100.0	2.6倍	4,495	100.0	11,285	100.0	2.5倍
ネット（A）－（B）	邦銀	△215		△2,179			1,035		3,846		
	米銀	733		319			432		△305		
	独銀	△117		1,728			381		△244		
	仏銀	△177		△ 201			368		559		
	英銀	△ 3		397			217		△259		
	伊銀	△ 84		△ 498			155		831		
	スイス銀	316		372			65		159		
	国際銀行市場計	△387		△ 883			2,474		5,671		

らも明らかなように、邦銀では取入れ・放出とも多額に達しているため、片道ベースでは資金放出面でも２位以下に大きく差をつけての最大手となっている点は、注目に値するところ）。

これとは対照的に対非銀行取引では、邦銀は3,846億ドルに上るネット貸し手となっており、これに伊銀（831億ドル）、仏銀（559億ドル）が続いている。一方、独銀はインターバンク取引において最大のネット資金放出をしているにもかかわらず、非銀行からのネット資金調達額の規模では244億ドルと、むしろ米銀（305億ドル）、英銀（259億ドル）に比べ小規模なものにとどまっている。

このように、ネットの債権債務残高について直近の断面図をみると、国際銀行市場においては、邦銀のインターバンク市場でのネット調達超と非銀行向け与信超が目立っており、他の主要国の銀行はこれを補っているかたちとなっている点に大きな特徴がある。

もっとも邦銀の場合、非銀行向けの与信のなかで、日本の国内向けの部分が少なくない点にも留意する必要がある（図表９）。すなわち、邦銀のネット・非銀行向け与信がネット・インターバンク調達の２倍弱に達しているのは、邦銀の国際部門が日本国内の円市場からかなりの額をネットで調達していることを示しており、このかなりの部分はユーロ円インパクト・ローン（前出図表７のうち本邦非銀行に対するクロ

（図表9）　　邦銀国際部門のネット運用・調達構造（1990／9月末）

非銀行に対するネット運用		ネット調達	
（注1） 海外・非銀行向け債権	1,160億ドル ⓐ	国際銀行市場からの ネット調達	2,179億ドル
本邦・非銀行向け債権	3,466億ドル ⓑ		
ユーロ円インパ ［ただし若干その他の取引を含む］	1,181億ドル	国内銀行部門からの ネット調達（ネット円投）	1,667億ドル
居住者外貨インパ ［ただし若干その他の取引を含む］	2,285億ドル	［ただし域外地域からのネット調達も若干含む］	
（注2） 非居住者円預金 居住者外貨預金（控除項目）	780億ドル ⓒ		
合計	3,846億ドル ⓓ	合計	3,846億ドル

（注1）海外・非銀行向け債権は ⓐ＝ⓓ－（ⓑ－ⓒ）により算出。
（注2）非居住者円預金と居住者外貨預金の合計額は日本銀行「経済統計月報」よりドル換算。

ス・ボーダー債権残高1,181億ドルのほとんどがこれに当たる）として再び国内に還流しているものと考えられる。このほか、同じく国際部門資産としてカウントされる対居住者外貨取引（インパクト・ローンが主体）の面でも、邦銀による与信残高は2,285億ドルにも達している。これらの計数から判別すると、邦銀の非銀行向け与信額（グロス・ベースで5,216億ドル）のうち3,400億ドル程度は本邦非銀行向け与信に当たるといえよう。もちろん、これと同様の取引がＢＩＳ統計上、国際部門資産としてカウントされることは、英国におけるドル建て与信をはじめとして他国の場合にも程度の差はあれ存在している。ただ邦銀の場合、こうした国内非銀行向け与信の実額の大きさを勘案すると、これら取引によって計数上の国際的なプレゼンスがある程度拡大される結果となっていることは否めない。

２．最近における邦銀の行動変化

上記の問題はさておくとしても、邦銀の国際部門資産は80年代中盤以降急速な拡大を示し、これに伴って国際的なプレゼンスも大幅に高まってきたが、90年入り以降、その行動には注目すべき変化もいくつかみられ始めている。

すなわち、資産の運用面では、90年春のいわゆるトリプル安、さらには湾岸危機勃発等を契機とする本邦株価の急落等に伴い、ＢＩＳ自己資本比率規制の制約からインターバンク市場中心に資産の伸び抑制ないしは圧縮の動きがみられた。とくに９月末には、期末としては異例の資産圧縮の動きも生じたが、邦銀の決算期の資産増加額が大幅に抑制されたのは少なくとも83年以降初めてのことである（注８）。

一方、資金の調達面においても、自己資本調達の一環として90年６月に解禁となった劣

（注８）ＢＩＳで四半期ごとに集計・公表される「ユーロ統計」における国際金融市場全体の規模増減に関しては、従来、邦銀計数の季節的変動が大きな要因となっており（例えば３月末計数は資産積上げ、６月末にはその反動減）、ＢＩＳ事務局によるコメントでも、この点が強調されるのが通例であった。

（図表10）　　　　　　　　　　主要国銀行の債権残高（前年比）の推移

（単位　%）

	1988／3月末	9月末	89／3月末	9月末	90／3月末	9月末
邦　銀	25.5	16.3	13.3	14.2	5.9	4.3
インターバンク取引	24.1	20.0	18.1	16.5	5.5	1.6
非銀行向け与信	27.6	11.0	6.5	10.7	6.6	8.7
米　銀	△0.5	△2.8	△0.2	△2.5	△2.3	3.2
インターバンク取引	△1.5	△4.2	△0.5	△5.5	△5.2	△1.2
非銀行向け与信	0.6	△1.3	0.2	0.9	0.7	7.8
独　銀	12.8	6.7	2.1	11.4	30.4	44.4
インターバンク取引	13.0	6.7	5.0	14.1	35.5	46.1
非銀行向け与信	12.4	6.9	△3.9	10.2	19.1	40.3
仏　銀	19.1	8.8	2.2	10.2	10.7	21.2
インターバンク取引	22.9	9.9	△0.6	7.0	6.6	19.0
非銀行向け与信	12.4	6.8	7.5	16.6	17.8	25.2
英　銀	8.4	6.5	0.3	6.0	0.6	1.6
インターバンク取引	12.8	10.9	1.3	3.6	△3.7	1.5
非銀行向け与信	2.1	△0.5	△1.3	10.0	7.6	2.0
国際銀行市場計	16.6	9.6	5.0	9.7	11.8	16.3
インターバンク取引	17.2	10.5	5.3	8.5	9.6	13.3
非銀行向け与信	15.7	8.3	4.4	11.7	15.3	20.9

（注）ドイツ統合に伴い、90 /9月末から旧東独系銀行が報告を開始したため、独銀の資産はこの分増加している（BIS推計で約200億ドル）。

後債務取入れ（劣後借入、海外劣後債発行）が活発に行われ、９月中だけでも約２兆円の調達が実行された。

このうち、資産の伸び抑制の動きに関しては、計数の判明している90年９月末現在でみる限り、専らインターバンク市場資産が対象となった（図表10）が、ＢＩＳ自己資本比率規制への対応との関連で、今後どのような変化が生じてくるかについては、引続き注意を払っていく必要があるといえよう。この場合、邦銀のシェアが大きいだけに、その行動が国際金融市場全般にどのような影響を及ぼしうるかも一つの注目点となろう。ただ、他国との比較でみると邦銀の場合、① インターバンク市場でのマネー・ディーリングにみられるように、資産・負債とも相当程度高い水準にある側面もないではないことや、② 本邦非銀行向け与信取引が国際部門資産としてカウントされている点には、留意していく必要があるように思われる。

Ⅲ．国際資本市場の動向

国際資本市場は、先にも述べたように金融の証券化の流れを背景に、漸次、国際金融市場におけるウエイトを高めてきたが、近年における大きな特徴は89年にかけ日系企業のプレゼンスが大幅に増大したとともに、90年入り以降は、金融情勢が変化する中で日系企業のエクイティ関連債を中心に一つの転機を迎えている点にあるようにうかがわれる。そこで本節では、最初に日系企業の起債状況を簡単に眺めたあと、90年入り以降における変化について言及することとしたい。

（図表11）　国際資本市場での国籍別ネット資金調達額（フロー、償還額を差し引いたベース）

（単位　億ドル、%）

	1986年	87年	88年	89年			90年 (年率)			残高 （ ）内はシェア
					上期	下期		上期	7～9月	
先進5か国計	932	688	846	1,207	715	492	680	248	262	7,374（ 52.2 ）
日本	270	368	403	838	491	347	336	112	140	3,031（ 21.4 ）
うち銀行	50	68	58	123	92	31	85	18	46	511（ 3.6 ）
非銀行	220	300	345	715	399	316	251	94	94	2,520（ 17.8 ）
米国	326	114	54	△3	17	△20	△11	△24	16	1,665（ 11.8 ）
ドイツ	104	80	92	84	49	35	83	49	13	625（ 4.4 ）
フランス	57	31	101	93	54	39	105	47	32	866（ 6.1 ）
英国	175	95	196	195	104	91	167	64	61	1,187（ 8.4 ）
発展途上国	4	△9	△10	△9	△8	△1	△4	△10	7	297（ 2.1 ）
ソ連・東欧	6	5	12	18	9	9	15	7	4	65（ 0.5 ）
国際機関	87	88	77	129	77	52	175	111	20	1,757（ 12.4 ）
その他とも計	1,597	1,078	1,371	1,719	997	722	1,244	551	382	14,136（ 100.0 ）

（注）（旧）東ドイツはドイツに含まれる。

1．日本企業のプレゼンス増大

80年代後半における国際資本市場の特徴としてまず注目されるのは、国際銀行市場における邦銀のプレゼンスと同様、日系企業（含む銀行）の同市場におけるプレゼンスの増大である。ユーロ債残高（外債を含み償還額を差引いた払込みベース）の増減を国籍別統計が開始された86年以降についてみると（図表11）、日系企業のユーロ債残高は89年にかけて急拡大し、なかでも89年は838億ドルの増加と全体（1,719億ドル）の49%を占めるに至った。とりわけ日系企業（銀行を含む）によるエクイティ関連債の発行は活況を呈し、その発行残高は86年末の437億ドルから89年末には1,732億ドルへと４倍もの増加をみた。

これらの起債のうち、かなりの部分は、日本の金融機関の海外部門によってアレンジされたうえで、日系の投資家により購入されているといわれており、国内資本市場の一部を肩代りしている側面がある（注９）。この間、1988年７月にＢＩＳ自己資本比率規制が導入され、邦銀が自己資本充実のためにエクイティ関連債（転換社債）の発行を始めたため、銀行・資本両市場を経由する形態での与信のウエイトが増大した。

2．90年以降の変化点

国際資本市場は国際銀行市場同様、90年以

（注９）この背景として、①ユーロ債市場では、国内債市場に比べ発行条件に関する諸制約が緩いこと、②元利払い手数料や受託手数料が割安となるケースが多いこと、③ユーロ市場で外貨建の資金を調達しても、通貨スワップ等のヘッジ手段の普及から為替変動リスクを回避できるようになったこと、等が挙げられる。

また①については、無担保の普通社債、ワラント債の発行限度枠が国内市場よりも大きいこと、国内では発行できない多様な発行形態を選べること、発行金利が市場金利を反映して機動的に決められること、発行までの期間が短いこと、等の点でユーロ債市場は国内市場よりも制約が緩い。

(図表12)　エクイティ関連債の発行状況

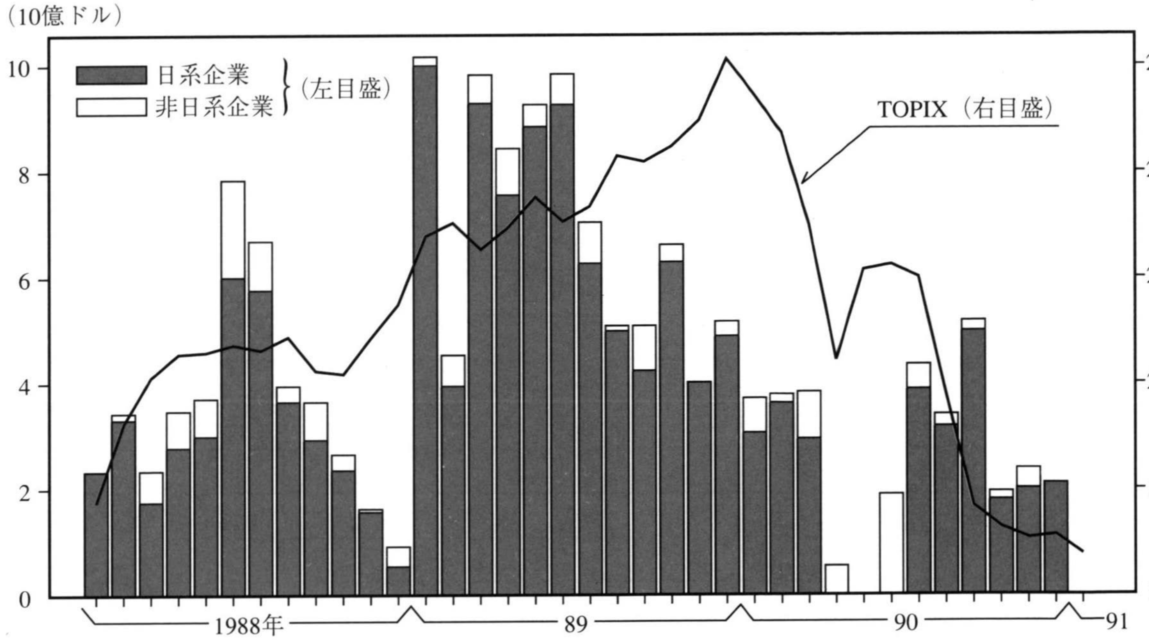

降、様相が大きく変わりつつある。すなわち、①湾岸危機の勃発、②日本の株価急落、③米国不動産不況に端を発する米国金融機関の経営不安増大、④ＬＢＯ関連の問題顕現化（キャンポー社の蹉跌、ドレクセル証券の倒産）等から、ユーロ債市場を巡る環境が大きく変わり、そうした中で次のような動きが生じてきている。

（1）日系企業のエクイティ関連債への影響

まず発行市場の動向をみると、日系企業のエクイティ関連債の発行は、90年初における本邦の株価急落を受けて一時中断された（3～7月）ことから、90年上期中の発行額は急減を余儀なくされた（図表12）。もっとも、7月に発行が再開されてからは、その後の湾岸危機勃発に伴って株価自体は低迷したものの、日系企業の資金調達ニーズが引続き強かったほか、クーポン・レートの引上げ等の発行条件改定もあって（注10）、そこそこの回復ぶりとなっている。

一方既存のエクイティ関連債については、近い将来大量の償還期が到来することが予想されているが、株価が低迷を続ける中、発行体（大半は日系）では、目先き株式の転換に伴う要償還額の減少や新株引受権行使に伴う資金流入を期待しにくい状況にある。

ちなみに89年末のデータに基づいてＢＩＳがユーロ債・外債市場全体について行った推

(注10) エクイティ関連債の起債にあたっては、株価の推移だけではなく、発行条件（クーポン・レート等）に左右される面も大きい。

（図表13）エクイティ関連ユーロ債・外債の償還予定額
（単位　億ドル）

期　　間	償還期日到来額	期前償還額	合　　計
1990～91年	231	221	452
92～93年	1,150	88	1,238
94～95年	196	27	223

（資料）BIS四半期報 89年第4四半期分

計（図表13）によれば、エクイティ関連債は、もともと中期の債券が多いため、92～93年の間に償還期日を迎えるものが集中するとみられている（1,150億ドル）（注11）。エクイティ関連債は、株式に対する権利がほぼ全面的に行使されるとの前提で発行されることが少なくないといわれており、株価の動向いかんにもよるが、発行体が今後どのように対応するのか注目されるところとなっている。

またこうした中で、ユーロ債の引受業務については、引受業者間で熾烈な競争が展開されていた。しかし引受業者の収益源である日系ワラント債市場が株価急落を受けて急速に縮小しつつあることから、ユーロ市場の有力引受業者の間では、信用度の高い優良発行体を中心に「固定価格販売方式（fixed price re-offer system）」を適用し、手数料の回復を図る動きも広がってきている（注12）。同方式は、自由度の高さを特色とするユーロ債市場に、ある意味では競争制限的な手法を導入したものであり、今後定着していくかどうか注目される。

（2）ＢＩＳ自己資本比率規制等の影響

邦銀による海外劣後保証債（主に変動利付債）の発行が開始されたのは先にみたとおりであるが、この間、米銀・英銀等では、自己資本比率引上げのための分母対策としてバランスシートからの資産の切離しを企図しており、その一環としてクレジット・カード債権や自動車ローン等を担保とする固定利付ないしは変動利付の資産担保付債券をユーロ債市場で発行する事例が目立っている。

一方、ユーロＣＰ市場では、89年以降デフォルトが相次いだのを受け、格付重視の動きが広がり、格付の低い借り手に対する手数料やスプレッドが引上げられたが、とくに、格付を引下げられた米銀等が影響を受けている。このため、米銀を中心にユーロＣＰによる資金調達を手控える銀行が出始めている。

結びに代えて

これまでみてきたように、1980年央以降における本邦金融機関の国際金融市場における急速なプレゼンスの拡大には、邦銀による積極的な業容拡大策と同時に、この間の円高、株価の上昇、国際金融取引の自由化等によって加速された面も少なくない。

（注11）90～91年についても、償還期日を迎える債券は231億ドルであるが、期限前繰上げ償還オプションの行使期日を迎える債券が221億ドルあり、両者合計すれば452億ドルの支払いが必要となる。なおこの償還オプションは、転換社債の消化促進を目的として付されたもので、発行２年半～３年後に設定されるケースが多く、満期償還前に額面100に対し105～108程度の割増価格で償還される。株価下落により転換のうま味がない場合でも、投資家は同条項を行使することにより高い運用利回りが確保できる。

（注12）販売力の強い少数の引受業者がシンジケート団を組み、その中で決定された価格を一定期間守って販売する方式。

今後における国際金融市場の展開については、重要な地位を占める邦銀あるいは日系企業の行動いかんによる面も多いが、同時に国際金融市場ひいては世界経済の動向が邦銀等のビヘイビアを規定するかたちで両者の連関が強まってきていることも事実である。そうした意味で、今後ともＢＩＳ統計等を通じ、邦銀の活動状況を国際金融市場全体の動きと関連付けてとらえていく必要性は益々高まっていくように考えられる。

補論：ＢＩＳ統計の見方

ＢＩＳ（国際決済銀行）では、加盟先進国の中央銀行間の協力の下で、その時々の要求に応えるために、各種の統計を作成､公表してきている。

ＢＩＳ統計の興りは主要国の通貨の交換性回復を契機に発生したユーロ市場の動向把握を目的として、1963年に各国中央銀行がＢＩＳに対し関係資料を持ち寄ったことに始まっている。その後、この統計は通貨別・相手国別に主要国の国際銀行市場の規模・動向をとらえる「ユーロ統計」（Euro-currency Statistics）に拡充された。「ユーロ統計」（年４回）は、ユーロ市場の著しい拡大や質的変化に合わせて73年以降、改正が重ねられ、通貨別・国別分類において一層の充実をみている。また、83年には新たに銀行の国籍別の動向把握という観点から、ユーロ市場取引にかかる「国籍別国際銀行統計」（International Banking Statistics 、年４回）の作成が開始され、国際金融市場における各国のプレゼンスを推し測る観点から、注目を浴びるデータとなっている。

この間、73年の第一次石油危機以降、非産油発展途上国の国際収支赤字ファイナンスに先進国民間銀行が大きく関与し、これが80年代初の債務問題に発展するに従って、カントリー・リスクに対する関心が高まった。こうした流れの中で、77年より新たに銀行債権の途上国向けエクスポージャーに関するデータを「国際与信統計」として年２回取りまとめられることとなった。これはその後、82年のメキシコ債務危機を契機にコンソリベース（Consolidated Maturities Statistics）に移行し、今日に至っている。

近年、金融の自由化・国際化が一段と進展する中で、各国の金融機関や企業等の金融活動をグローバルな観点からとらえていく必要性が高

まるに従い、世界の主要な金融市場をカバーするＢＩＳ統計の利用ニーズは大幅に高まってきている。そこで以下では、ＢＩＳ統計の構成や特徴を概観することとしたい。

１．ＢＩＳ統計の目的および特徴

（１）「ユーロ統計」（Euro-currency Statistics）

「ユーロ統計」の目的は多岐にわたっている。第１は、各国において銀行部門が行う国境線をまたいだ資金フローを捕捉することである。したがって、ＢＩＳに対する報告は国境線ごとに区切られており、銀行の海外支店は国籍にかかわらず、店舗所在地の各中央銀行を通じてＢＩＳに対する報告を行っている。

第２は、国際金融市場間の資金フローや主要国金融市場の発展状況をフォローすることである。このため、「ユーロ統計」では銀行の債権債務を取引相手の居住国・地域別に分類し、各国の金融市場の資金量やその増減をとらえている。

このほか、取引相手別に銀行、非銀行（non-bank）の内訳が設けられており、非銀行の資金運用調達の場としての国際金融市場の役割をみることができる。

なお、変化の大きい国際金融市場の動向をできるだけ的確にとらえるため、報告も年４回四半期ごとと、比較的頻繁に行われている。

（２）「国籍別国際銀行統計」（International Banking Statistics——Nationality Breakdown）

本統計は、「ユーロ統計」で報告された銀行の債権債務を、銀行の国籍別に分類したものである。これによって国際銀行市場において、各国籍の銀行がどの位の規模の取引を行い、どの程度のシェアを有しているかを比較することができる。また、対銀行、非銀行および公的通貨当局別分類に加え、本支店勘定やＣＤ・有価証券の発行（負債サイド）等の内訳があり自行内取引のウエイトや資金の調達手段の特徴をみることができる（なお、債権債務の国別・地域別にかかる分類はない）。

本統計は貴重な国籍別データとして利用されているが、同時に、本論でも触れたように本支店勘定の取扱い等、そのデータの特性から、邦銀のプレゼンスが幾分強調されるという側面がないわけではない。反面、本論（図表１）の（注）でも触れたように、在米邦銀店舗による現地でのドル建て貸出などでは、統計対象から除外されている点にも留意を要する。

（３）「国際与信統計」（Consolidated Maturities Statistics）

ＢＩＳ統計に参加していない地域（以下域外地域）に関する統計には、「ユーロ統計（域外地域分）」と「国際与信統計」の２つがあるが、この２つの統計がとらえようとする対象は異なっている。すなわち、「ユーロ統計」では、域外地域がＢＩＳ統計参加地域内でどの程度の資金放出・調達を行っているか、という地域間の資金の流れに焦点を当てている一方で、「国際与信統計」は、統計参加地域の銀行が域外地域の各国向けに有しているエクスポージャー・リスクをとらえることを目的としている。したがって、「国際与信統計」では各銀行は本国店の債権債務のみならず、海外店・現法までコンソリデイトしたベースで母国中央銀行に報告を行っている。

また、「国際与信統計」では、与信リスクのある債権サイドのみ報告対象となっており、債

務については把握できないものの、与信リスクの把握を的確に行えるよう、債権については満期期間構成、取引相手の公的・民間等のセクター別内訳が分類される内容となっている。さらに、「ユーロ統計」にはないコミット済未実行与信残高や支払承諾勘定残高等のオフバランス債権についても、エクスポージャーを包括的にとらえる観点から報告がなされている。もっとも、海外店・現法も含めた詳細なエクスポージャー・データの作成には銀行側の多大な事務負担を要するため、報告は年２回（６、12月末）に限られている。

２．ＢＩＳ統計の報告形態

（1）統計参加国（以下報告国）

「ユーロ統計」の報告国は西欧15か国および米国、カナダ、日本の先進国18か国と、香港、シンガポール等のオフショアセンター６か国の計24か国(注)。「国籍別国際銀行統計」、「国際与信統計」は、「ユーロ統計」報告国のうちノルウェーとオフショアセンターを除く計17か国。

（注）　ＢＩＳ統計報告国

欧　州	その他先進国
1．オーストリア	16．米国
2．ベルギー	17．日本
3．デンマーク	18．カナダ
4．フィンランド	
5．フランス	**オフショアセンター**
6．ドイツ	
7．アイルランド	19．ハバマ
8．イタリア	20．バーレーン
9．ルクセンブルク	21．ケイマン
10．オランダ	22．香港
11．ノルウェー	23．蘭領アンチル
12．スペイン	24．シンガポール
13．スウェーデン	
14．スイス	
15．英国	

かねてよりドイツは東独を自国内として報告。米国ＩＢＦおよび本邦ＪＯＭを含むベース。米銀についてはパナマ支店も含む。

（2）報告銀行の範囲

「ユーロ統計」は、自国領域内で営業している金融機関のうち指定された先（日本では在日外銀を含む全為銀の本邦店）。「国籍別国際銀行統計」も「ユーロ統計」と同一であるが、報告銀行の債権債務を銀行の国籍別に再分類（支店は本店の国籍、現法は現地国籍）。「国際与信統計」は自国籍金融機関の債権債務に海外店・現法をコンソリデイトしたベース。

——ＢＩＳ統計における報告銀行は、預金業務を行う金融機関が原則であるが、その他にも証券会社や貿易信用会社を含む報告国もみられる。また、郵便局の国際業務部門を含む場合もある。

（3）報告のカバレッジ

「ユーロ統計」、「国籍別国際銀行統計」は、ほとんどの報告国が報告対象金融機関の国際部門取引の９割以上をカバー。また「国際与信統計」も原則同一ながら、報告最小金額が「ユーロ統計」より高めに設定されており、その分カバレッジは低め。

——もっとも、「ユーロ統計」については、全体に占めるウエイトは小さいものの、バーレーンおよびシンガポールはオフショア勘定のみ報告。このほか香港の債務は対銀行分だけしか報告されておらずカバレッジが若干低めになっている。

（4）調査頻度

「ユーロ統計」、「国籍別国際銀行統計」は年４回（３、６、９、12月末）、「国際与信統計」は年２回（６、12月末）、定期的に実施。

(5) 報告内容

イ.「ユーロ統計」

① 非居住者取引(対外債権債務)

オンバランス上の全対外債権債務が原則。

―― 各報告国とも主要項目である貸付・借入および預け・預り金については共通の報告項目となっているが、貿易手形や有価証券、未収・延滞利息に関しては報告に若干の差がある。

② 居住者外貨建て取引(外貨建て対内債権債務)

先進国のほとんどが居住者(銀行を含む)に対する全外貨建て債権債務を報告。居住者外貨建て取引については、米国および全オフショアセンターが取引規模が小さいことを理由にこれを報告していないほか、デンマークおよびスウェーデンは対非銀行取引のみを報告。

ロ.「国籍別国際銀行統計」

「ユーロ統計」と同一。ただし、インターバンク取引、本支店取引、対通貨当局取引および発行有価証券・CD(債務サイド)を内訳として報告しており、詳しい。

ハ.「国際与信統計」

統計報告17か国を除く地域(域外地域)に対するオンバランス上の全対外債権、居住者外貨建て債権および、支払い承諾、コミット済未実行残高。

(国際局)